

新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の減免について

～中小事業者等が所有する事業用資産に係る「令和3年度分の固定資産税」の減免について～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度固定資産税の負担を軽減します。

【減免の対象者】

- 1 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 2 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 3 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

【減免の基準】

令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年同期と比べて

30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	全額

【減免の手続き】

(1) 確認依頼

減免を受けるには、認定経営革新等支援機関等※（税理士・公認会計士・弁護士など）の認定を受けたうえで減免申請を行う必要があります。

宜野座村に提出する申告書の内容確認を上記機関に依頼してください。

※ 認定経営革新等支援機関認定一覧については[中小企業庁 HP](#)をご覧ください。

(2) 申請

(1)により確認を受けたうえで、下記の書類をご提出ください。

ア 特例措置に関する申告書（認定支援機関等の確認を受けた原本）

イ 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（写）

※収入が減少したことを証する書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付。

⇒国土交通省ホームページ内「不動産業における新型コロナウイルス感染対策について」から（7月7日事務連絡）『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援施策等について』別添5の様式を参考に作成してください。

ウ 令和3年度 償却資産申告書一式

(3) 提出期間、提出場所及び問い合わせ先

提出期間 令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）

提出場所 宜野座村役場 村民生活課 資産税係償却資産担当

問い合わせ先 ☎ 098-968-8535

※減免に関する詳しい内容は、[中小企業庁 HP](#)をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免について」